

「水銀廃棄物ガイドライン」新旧対照表

(下線部は改定箇所)

新	旧
水銀廃棄物ガイドライン <u>第4版</u> 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 <u>令和7年3月</u>	水銀廃棄物ガイドライン <u>第3版</u> 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 <u>令和3年3月</u>
1 (略)	1 (略)
2. ガイドラインについて 2.1～2.2 (略) 2.3 作成の方法 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>令和7年3月</u>時点のものである。	2. ガイドラインについて 2.1～2.2 (略) 2.3 作成の方法 本ガイドラインの法令の内容は、別途記載が無い限り、<u>令和3年3月</u>時点のものである。
3～4 (略)	3～4 (略)
5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理 (中略) 5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (中略) - 次ページの表 5.1.1 に掲げる製品であって既存の用途に用いるもの - そのうち 1 ～<u>74</u> に掲げる製品を既存の用途で材料又は部品として用いて製造される製品 1 ～<u>74</u> に掲げる製品又は水銀等の製剤であって校正、試験研究又は分析に用いられるもの (中略)	5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理 (中略) 5.1 水銀使用製品廃棄物の対象物 (中略) - 次ページの表 5.1.1 に掲げる製品であって既存の用途に用いるもの - そのうち 1 ～<u>60</u> に掲げる製品を既存の用途で材料又は部品として用いて製造される製品 1 ～<u>60</u> に掲げる製品又は水銀等の製剤であって校正、試験研究又は分析に用いられるもの (中略)

新	旧
表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品 (新用途水銀使用製品命令¹⁷第2条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品) 1.～19. (略) 20. <u>ひずみゲージ式センサ※</u> 21. <u>真空ポンプ^注※</u> 22. <u>ホイール・バランス※</u> 23. <u>写真フィルム</u> 24. <u>印画紙</u> 25. <u>推進薬※</u> 26. <u>温度定点セル</u> 27. <u>ゴム</u> 28. <u>顔料</u> 29. <u>香料</u> 30. <u>雷管</u> 31. <u>花火</u> 32. <u>塗料</u> 33. <u>銀板写真</u> 34. <u>水銀ペレット及び水銀粉末</u> 35. <u>ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）</u> 36. <u>灯台の回転装置※</u> _____ 37. <u>圧力調整器</u> 38. <u>圧力逃し装置</u> 39. <u>ダンパ</u> 40. <u>水銀トリム・ヒール調整装置※</u>	表 5.1.1 既存の用途に利用する水銀使用製品 (新用途水銀使用製品命令¹⁷第2条に基づく別表上欄に規定される水銀使用製品) 1.～19. (略) _____ _____ _____ _____ _____ 20. <u>温度定点セル</u> 21. <u>ゴム</u> 22. <u>顔料</u> 23. <u>香料</u> 24. <u>雷管</u> 25. <u>花火</u> 26. <u>塗料</u> 27. <u>銀板写真</u> 28. <u>水銀ペレット及び水銀粉末</u> 29. <u>ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）</u> 30. <u>灯台の回転装置※</u> 31. <u>拡散ポンプ</u> _____ 32. <u>圧力逃し装置</u> 33. <u>ダンパ</u> 34. <u>水銀トリム・ヒール調整装置※</u>

新	旧
41. <u>放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）</u> 注※ 42. X線管 43. <u>水銀抵抗原器</u> 44. <u>回転接続コネクタ</u> 45. <u>赤外線検出素子</u> 46. <u>差圧式流量計※</u> 47. <u>浮ひょう形密度計※</u> 48. <u>傾斜計※</u> 49. <u>水銀圧入法測定装置</u> 50. <u>周波数標準機</u> 51. <u>放射線検出器</u> 52. <u>パルソメーター</u> 53. <u>検知管</u> 54. <u>ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）</u> 55. <u>積算時間計※</u> 56. <u>容積形力計※</u> _____ 57. <u>滴水銀電極※</u> 58. <u>電量計※</u> 59. <u>参照電極</u> 60. <u>水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）</u> 61. <u>ジャイロコンパス※</u> 62. <u>鏡</u> 63. <u>握力計※</u> 64. <u>医薬品</u>	35. <u>放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）</u> 注※ 36. X線管 37. <u>水銀抵抗原器</u> 38. <u>回転接続コネクタ</u> 39. <u>赤外線検出素子</u> 40. <u>差圧式流量計※</u> 41. <u>浮ひょう形密度計※</u> 42. <u>傾斜計※</u> 43. <u>水銀圧入法測定装置</u> 44. <u>周波数標準機</u> 45. <u>放射線検出器</u> — — 46. <u>検知管</u> 47. <u>ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）</u> 48. <u>積算時間計※</u> 49. <u>容積形力計※</u> 50. <u>ひずみゲージ式センサ※</u> 51. <u>滴水銀電極※</u> 52. <u>電量計※</u> 53. <u>参照電極</u> 54. <u>水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）</u> 55. <u>ジャイロコンパス※</u> 56. <u>鏡</u> 57. <u>握力計※</u> 58. <u>医薬品</u>

新	旧
65. つや出し剤 66. 美術工芸品 67. 水銀の製剤¹⁸ 68. 塩化第一水銀の製剤 69. 塩化第二水銀の製剤 70. よう化第二水銀の製剤 71. 硝酸第一水銀の製剤 72. 硝酸第二水銀の製剤 73. チオシアン酸第二水銀の製剤 74. 酢酸フェニル水銀の製剤	59. つや出し剤 60. 美術工芸品 61. 水銀の製剤¹⁸ 62. 塩化第一水銀の製剤 63. 塩化第二水銀の製剤 64. よう化第二水銀の製剤 65. 硝酸第一水銀の製剤 66. 硝酸第二水銀の製剤 67. チオシアン酸第二水銀の製剤 68. 酢酸フェニル水銀の製剤
[凡例] 下線：水銀等の使用の表示の有無によらず水銀使用製品産業廃棄物の対象。ただし、「3. スイッチ及びリレー」、「21. 真空ポンプ」及び「41. 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）」については、水銀が目視で確認できるものに限る。（5.1.1 の 2.①参照） （中略） （脚注 18） 別表の第 67 号から第 74 号に規定される水銀等の「製剤」は、それらが試薬に該当する場合は、水銀汚染防止法においては、特定の目的のために希釈、混合等一定の加工が施されている場合のみ水銀使用製品に該当する。	[凡例] 下線：水銀等の使用の表示の有無によらず水銀使用製品産業廃棄物の対象。ただし、「3. スイッチ及びリレー」 _____ 及び「35. 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）」については、水銀が目視で確認できるものに限る。（5.1.1 の 2.①参照） （中略） （脚注 18） 別表の第 55 号から第 62 号に規定される水銀等の「製剤」は、それらが試薬に該当する場合は、水銀汚染防止法においては、特定の目的のために希釈、混合等一定の加工が施されている場合のみ水銀使用製品に該当する。

新

5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

(中略)

表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1 水銀電池		24 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	×
2 空気亜鉛電池		25 水銀抵抗原器	
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	26 差圧式流量計	
4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	×	27 傾斜計	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	28 水銀圧入法測定装置	
6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	29 周波数標準機	×
7 農業		30 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
8 気圧計		31 容積分力計	
9 湿度計		32 滴水水銀電極	
10 液柱形圧力計		33 参照電極	
11 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	34 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
12 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	35 握力計	
13 真空計	×	36 医薬品	
14 ガラス製温度計		37 水銀の製剤	
15 水銀充填圧力式温度計	×	38 塩化第一水銀の製剤	
16 水銀体温計		39 塩化第二水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		40 よう化第二水銀の製剤	
18 真空ポンプ(水銀が目視で確認できるものに限る。)		41 硝酸第一水銀の製剤	
19 温度定点セル		42 硝酸第二水銀の製剤	
20 顔料	×	43 チオシアン酸第二水銀の製剤	
21 ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		44 酢酸フェニル水銀の製剤	
22 灯台の回転装置		20の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が塗布されるものに限り×印に該当する。	
23 水銀トリム・ヒール調整装置			

(中略)

(中略)

表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる水銀使用製品²⁰ (対象となるものは左端の列に掲げる製品単体)

水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品 ²¹ の 例	備考 ²²
1.～12.	(略)	(略)	(略)
13.真空計	(略)	・ 蒸留装置 ・ 乾燥装置 ・ 含浸装置	(略)

旧

5.1.1 水銀使用製品産業廃棄物

【水銀使用製品産業廃棄物】

(中略)

表 5.1.2 水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1 水銀電池		23 放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	×
2 空気亜鉛電池		24 水銀抵抗原器	
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	25 差圧式流量計	
4 蛍光ランプ(冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	×	26 傾斜計	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	27 水銀圧入法測定装置	
6 放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	28 周波数標準機	×
7 農業		29 ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
8 気圧計		30 容積分力計	
9 湿度計		31 滴水水銀電極	
10 液柱形圧力計		32 参照電極	
11 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	33 水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
12 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	34 握力計	
13 真空計	×	35 医薬品	
14 ガラス製温度計		36 水銀の製剤	
15 水銀充填圧力式温度計	×	37 塩化第一水銀の製剤	
16 水銀体温計		38 塩化第二水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		39 よう化第二水銀の製剤	
18 温度定点セル		40 硝酸第一水銀の製剤	
19 顔料	×	41 硝酸第二水銀の製剤	
20 ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		42 チオシアン酸第二水銀の製剤	
21 灯台の回転装置		43 酢酸フェニル水銀の製剤	
22 水銀トリム・ヒール調整装置		19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が塗布されるものに限り×印に該当する。	

(中略)

(中略)

表 5.1.3 水銀等の使用に関する表示の有無に関わらず「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる水銀使用製品²⁰ (対象となるものは左端の列に掲げる製品単体)

水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品 ²¹ の 例	備考 ²²
1.～12.	(略)	(略)	(略)
13. 真空計	(略)	・ 真空ポンプ ・ 蒸留装置 ・ 乾燥装置 ・ 含浸装置	(略)

新				旧			
14.～17.	(略)	(略)	(略)	14.～17.	(略)	(略)	(略)
18.真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）	<u><用途></u> 減圧及びその状態の維持 <u><製品例></u> ●シュプレングルポンプ <u><判別方法></u> 目視：目視で金属水銀の封入が確認できる。	二	二	 	 	—	—
19.温度定点セル	(略)	(略)	(略)	18.温度定点セル	(略)	(略)	(略)
20.顔料	(略)	(略)	(略)	19.顔料	(略)	(略)	(略)
21.ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	(略)	(略)	(略)	20.ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	(略)	(略)	(略)
22.灯台の回転装置	(略)	(略)	(略)	21.灯台の回転装置	(略)	(略)	(略)
23. 水銀トリム・ヒール調整装置	(略)	(略)	(略)	22. 水銀トリム・ヒール調整装置	(略)	(略)	(略)
24. 放電管（水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）	(略)	(略)	(略)	23. 放電管（水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び HID ランプを含む。）を除く。）	(略)	(略)	(略)
25. 水銀抵抗原器	(略)	(略)	(略)	24. 水銀抵抗原器	(略)	(略)	(略)

新				旧			
<u>26.</u> 差圧式流量計	(略)	(略)	(略)	<u>25.</u> 差圧式流量計	(略)	(略)	(略)
<u>27.</u> 傾斜計	(略)	(略)	(略)	<u>26.</u> 傾斜計	(略)	(略)	(略)
<u>28.</u> 水銀圧入法測定装置	(略)	(略)	(略)	<u>27.</u> 水銀圧入法測定装置	(略)	(略)	(略)
<u>29.</u> 周波数標準機	(略)	(略)	(略)	<u>28.</u> 周波数標準機	(略)	(略)	(略)
<u>30.</u> ガス分析計 (水銀等を標準物質とするものを除く。)	(略)	(略)	(略)	<u>29.</u> ガス分析計 (水銀等を標準物質とするものを除く。)	(略)	(略)	(略)
<u>31.</u> 容積形力計	(略)	(略)	(略)	<u>30.</u> 容積形力計	(略)	(略)	(略)
<u>32.</u> 滴下水銀電極	(略)	(略)	(略)	<u>31.</u> 滴下水銀電極	(略)	(略)	(略)
<u>33.</u> 参照電極	(略)	(略)	(略)	<u>32.</u> 参照電極	(略)	(略)	(略)
<u>34.</u> 水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	(略)	(略)	(略)	<u>33.</u> 水銀等ガス発生器 (内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	(略)	(略)	(略)
<u>35.</u> 握力計	(略)	(略)	(略)	<u>34.</u> 握力計	(略)	(略)	(略)
<u>36.</u> 医薬品	(略)	(略)	(略)	<u>35.</u> 医薬品	(略)	(略)	(略)
水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考	水銀使用製品	製品情報及び製品例 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考
<u>37～44.</u> 水銀等の製剤	(略)			<u>36～43.</u> 水銀等の製剤	(略)		
<u>37.</u> 水銀の製剤 ²⁹	(略)	(略)	(略)	<u>36.</u> 水銀の製剤 ²⁹	(略)	(略)	(略)
<u>38.</u> 塩化第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	<u>37.</u> 塩化第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
<u>39.</u> 塩化第二水銀	(略)	(略)	(略)	<u>38.</u> 塩化第二水銀	(略)	(略)	(略)

新				旧			
の製剤				の製剤			
40. よう化第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	39. よう化第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
41. 硝酸第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	40. 硝酸第一水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
42. 硝酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	41. 硝酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
43. チオシアン酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)	42. チオシアン酸第二水銀の製剤	(略)	(略)	(略)
(中略)				(中略)			
表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例				表 5.1.4 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる組込製品の例			
対象となる組込製品の例 水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造さ 銀使用製品例)		左記製品中に用いられた ① の水銀使用製品		対象となる組込製品の例 水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造さ 銀使用製品例)		左記製品中に用いられた ① の水銀使用製品	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		20. 顔料				19. 顔料	
		32. 滴下水銀電極				31. 滴下水銀電極	
(中略)				(中略)			
表. 5.1.5 水銀等の使用に関する表示がされていない場合、 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象外となる主な水銀使用製品 ²⁰				表.5.1.5 水銀等の使用に関する表示がされていない場合、 「水銀使用製品産業廃棄物」の対象外となる主な水銀使用製品 ²⁰			

新			旧		
水銀使用製品 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考 ³¹	水銀使用製品 (掲載製品は一例)	組込製品の例	備考 ³¹
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
駆除剤、殺生物剤及び局所 消毒剤（医薬品及び農薬を 除く。）	—	2018年より製造・輸 出入禁止	駆除剤、殺生物剤及び局所 消毒剤（医薬品及び農薬を 除く。）	—	2018年より製造・輸 出入禁止
<u>ひずみゲージ式センサ</u>	<u>脈波計</u>	二	_____	_____	—
塗料 ●酸化第二水銀を含む塗料	・船舶（船底） ・木材	国内では生産終了 ³⁷	塗料 ●酸化第二水銀を含む塗料	・船舶（船底） ・木材	国内では生産終了 ³⁷
_____	_____	—	<u>拡散ポンプ</u>	<u>真空チャンバー</u>	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
_____	_____	二	<u>ひずみゲージ式センサ</u>	<u>脈波計</u>	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4. 以上の他、以下の製品でも水銀等が使用されているものが確認されて いるが、国内での流通実態等は不明である。 化粧品、<u>ホイール・バランス、写真フィルム、印画紙、推進薬、</u>ゴム、 香料、雷管、花火、銀板写真、<u>圧力調整器、パイロメーター、</u>検知管、 つや出し剤、美術工芸品 これらの製品についても、水銀等の使用に関する表示がされている場 合は、「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる（上記2. の③） （中略） 5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物			4. 以上の他、以下の製品でも水銀等が使用されているものが確認されて いるが、国内での流通実態等は不明である。 化粧品、_____ゴム、 香料、雷管、花火、銀板写真、_____検知管、 つや出し剤、美術工芸品 これらの製品についても、水銀等の使用に関する表示がされている場 合は、「水銀使用製品産業廃棄物」の対象となる（上記2. の③） （中略） 5.1.2 水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物		
（中略） 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの			（中略） 表 5.1.6 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの		

新		旧	
1 スイッチ及びリレー 2 気圧計 3 湿度計 4 液柱形圧力計 5 弾性圧力計 6 圧力伝送器 7 真空計 8 ガラス製温度計 9 水銀充満圧力式温度計 10 水銀体温計 11 水銀式血圧計 12 <u>ひずみゲージ式センサ</u> 13 <u>真空ポンプ</u> 14 <u>ホイール・バランス</u> 15 <u>推進薬</u> 16 灯台の回転装置 17 水銀トリム・ヒール調整装置 18 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び	HIDランプを含む。）を除く。） 19 差圧式流量計 20 浮ひょう形密度計 21 傾斜計 22 積算時間計 23 容積形力計 24 滴下水銀電極 25 電量計 26 ジャイロコンパス 27 握力計	1 スイッチ及びリレー 2 気圧計 3 湿度計 4 液柱形圧力計 5 弾性圧力計 6 圧力伝送器 7 真空計 8 ガラス製温度計 9 水銀充満圧力式温度計 10 水銀体温計 11 水銀式血圧計 — — — — 12 灯台の回転装置 13 水銀トリム・ヒール調整装置 14 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及び	HIDランプを含む。）を除く。） 15 差圧式流量計 16 浮ひょう形密度計 17 傾斜計 18 積算時間計 19 容積形力計 20 <u>ひずみゲージ式センサ</u> 21 滴下水銀電極 22 電量計 23 ジャイロコンパス 24 握力計
(中略)		(中略)	
6、7、参考資料（略）		6、7、参考資料（略）	